第十七条の二の三中「第十七条の二の三第一項」を「第十七条の二の二第一項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十七条の二の二第六項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の規定

二　前号に掲げる規定に係る法第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第一号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第十七条の二の三を第十七条の二の二とする。

第十七条の三を削る。

第十七条の三の二第一項から第五項までの規定中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同条第六項中「第十七条の三の二第一項の表の第三号の第三欄」を「第十七条の三第一項の表の第三号の第三欄」に改め、同項第一号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同項第三号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に、「に関する」を「（同号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業に限る。）に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

7　法第十七条の三第三項第五号に規定する政令で定める規定は、前条第二項各号に掲げる規定とする。

第十七条の三の二を第十七条の三とする。

第十七条の三の三中「第十七条の三の三第一項」を「第十七条の三の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第十七条の三の二第二項第六号に規定する政令で定める規定は、第十七条の二の二第二項各号に掲げる規定とする。

第十七条の三の三を第十七条の三の二とする。

第十七条の四第二項中「第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第五項又は第十七条の三の三第六項又は第十七条の三の二第四項」に、「の規定」を「以下この項において同じ。）及び令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第十一項から第十三項までの規定」に、「とする」を「と、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第十一項中「規定を」とあるのは「規定（第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十三項中「同法第七十条の二」とあるのは「法人税法第七十条の二」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定」を削り、「第十七条の三の三第一項の」を「第十七条の四第一項に規定する政令で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

法第十七条の四第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第二項及び第三項の規定とする。

2　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項に規定する同項各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第二項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、同条第三項の規定にあっては同項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。

3　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における同条第二項に規定する政令で定める規定は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第三項の規定とする。

4　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における同条第三項に規定する政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第十七条の五を削る。

第十七条の四の二中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第二十七条の十四」を「第二十七条の十四第二項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十七条の五第一項第五号に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定とする。

2　法第十七条の五第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における同項に規定する政令で定める割合は、百分の二十とし、同項に規定する政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十七条の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額とする。

第十七条の四の二を第十七条の五とする。

第十八条第一項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第一項に規定する」を「新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる」に改める。

第十八条の二及び第十八条の三を次のように改める。

第十八条の二及び第十八条の三　削除

第十八条の四第一項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項又は第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項又は第十八条の二第一項の規定

第十八条の六第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項又は第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二又は第十八条の二の規定

第十八条の六第二項中「並びに」を「及び」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第二十一条に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第八十条第一項又は第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二又は第十八条の二の規定

第二十二条から第二十六条まで　削除

第二十九条の二第五項第一号中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加える。

第三十条第一項並びに第二項第二号及び第四号中「又は特別区の区長」を削る。